
■ スマホ（スマートフォン）のトラブル急増！

アイネスには、スマートフォン（多機能携帯電話）に関する相談が寄せられています。通話機能のほか、パソコンのように多様なウェブサイトにアクセスしたり、アプリケーションソフト（アプリ）をダウンロードし、利用者が機能を追加できるスマホの普及が進んでいます。一方でスマホの特性について、消費者の理解が十分でないまま、従来の携帯電話の延長線上で利用してトラブルになるケースが発生しています。注意しましょう。

【事例1】修理に出しても不具合が続く。

【事例2】メールやインターネットをあまり利用していないのにパケット（通信）料金が上限額になる。

【アドバイス】

⇒どのような時に不具合が起きたかを確認しておきましょう。

⇒修理に出しても不具合が続き、契約した通信会社から「機器に問題がない」と言われた場合、原因はアプリの影響であることが多いようです。アプリの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしないようにしましょう。

⇒スマホは従来の携帯電話と違い、アプリの更新など常に基地局と通信しています。また画面も大きく鮮明なのでデータ通信量が多くなり、思いもよらず高額なパケット料金を請求されることがあります。料金プランをよく検討しましょう。

⇒アプリが無料の場合でも、アプリの中で使用するアイテムが有料の場合があります。事前に金額の表示をよく確認しましょう。

⇒テレビCMなど広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分踏まえて自分の利用目的に合った商品を選択しましょう。

*トラブルが生じた場合は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス（県消費生活センター）に相談しましょう。

■ リコール製品を使い続けると、事故が発生するおそれがあり、大変危険です！

リコール製品をお持ちの場合には、まず使用を中止し、交換・点検・修理等の内容をご確認ください。事業者の問い合わせ先については、消費者庁ホームページの「リコール情報サイト」から検索できます。

★消費者庁HP リコール情報サイト：PCから <http://www.recall.go.jp/>
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

◎事故原因が製品に起因していた重大事故：91件（平成24年1月～平成25年1月）

【製品名】IH調理器、椅子（乳児用）、腕時計、エアコン、エアコン（室外機）、屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス・都市ガス用）、屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器

(LPガス用)、折りたたみ椅子、温水洗浄便座、介護用リフト、換気扇(天井用)、ガスふろがま用バーナー(都市ガス・LPガス用)、空気清浄機、空気圧縮機、食器洗い乾燥機、車庫用門扉、自転車用幼児座席、充電器(電気シェーバー用)、石油ストーブ(開放式)、石油給湯機、石油給湯機付ふろがま、石油ふろがま、接続ユニット(太陽光発電システム用)、電気カーペット、電気こんろ、電気ストーブ、電気ストーブ(ハロゲンヒーター)、電気温風器(セラミックファンヒーター)、電気ミニマット、電気洗濯乾燥機、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気式浴室換気乾燥暖房機、電子レンジ、電動アシスト自転車、デスクトップパソコン、デスクヒーター、投げ込み式湯沸器

★消費者庁HP：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130305kouhyou_2.pdf

■ 「子どもを事故から守る！プロジェクト」

子どもの事故は、周囲の大人たちが家庭内などの子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払い、対策を立てることで予防できるケースが多々あります。

消費者庁では、子どもの月齢・年齢毎に起こりやすい事故とその予防策等について、イラスト入りで紹介しています。

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/kodomo/project/index.php>

■ 中央省庁からの新着情報(国民生活センター)

各府省等ホームページの情報から、消費者の生活にかかわる最新情報をお知らせします。

http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

* 3月1日に、由布市消費生活センターが新たにスタートしました！

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

- ・受付時間：月～金曜日(祝、休日をのぞく) 9:00～17:30
- ・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日(第3日曜をのぞく) 13:00～16:00
- ・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

- ・受付時間：月～金曜日(祝、休日をのぞく) 9:00～16:30

・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

・申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
=====